



あ 未 来 す へ



龍ヶ崎市公共下水道全体計画の見直しについて

P2 ~ P3

これからの防災対策

P4 ~ P7

龍ヶ崎市地域防災計画【一般災害等対策計画編】
の見直しについて (平成25年度見直し)

P8

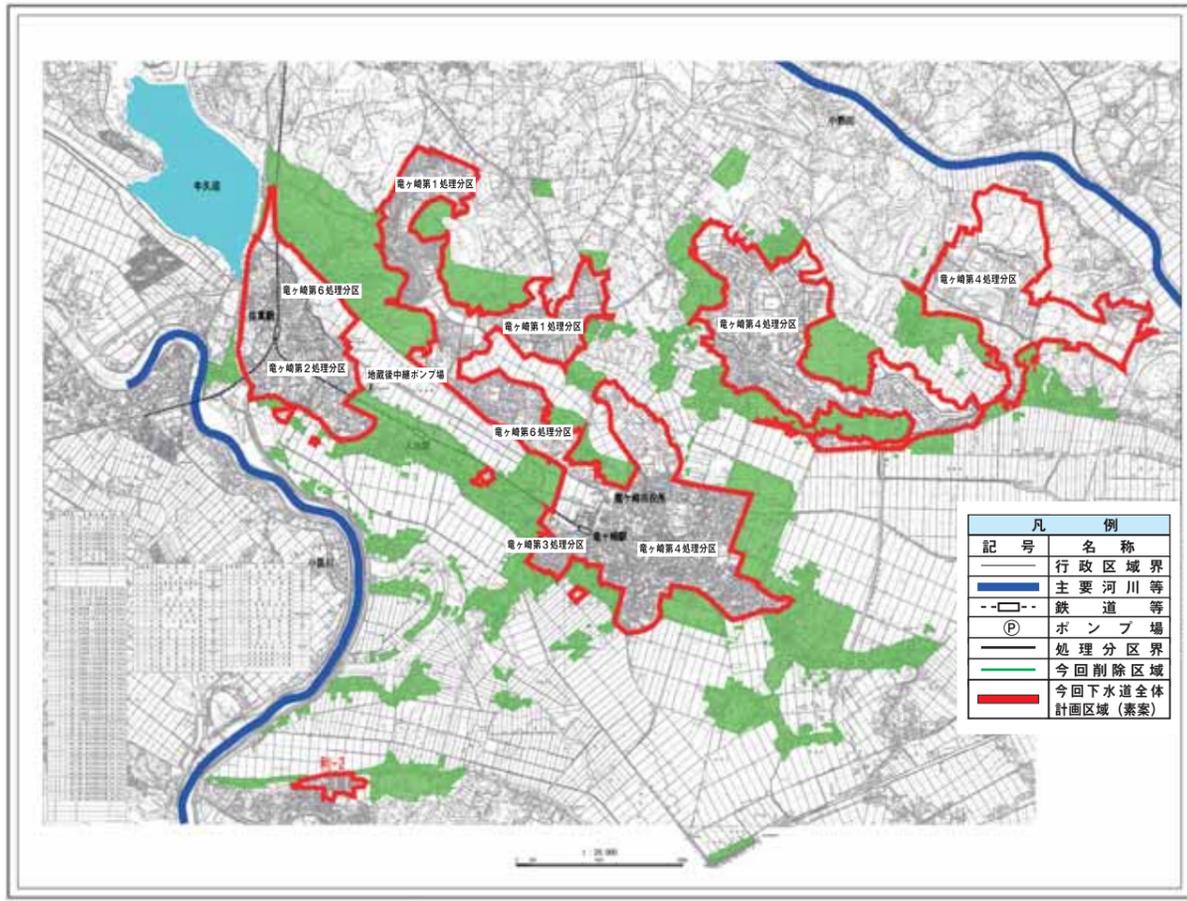
2014. 3
第10号

龍ヶ崎市公共下水道全体計画 の見直しについて

～下水道サービスを安定的に持続するために～

■問い合わせ：下水道課排水保全グループ ☎内線 454

■ 下水道全体計画（案）の計画区域図



■ 下水道全体計画（案）の概要 — 新旧対象 —

| 項目 | 単位 | 既全体計画 | | 今回計画 | | 差分 |
|-------------|-------------------|-------------------|---------|---------|-----------|----------|
| | | 平成10年度 | 平成25年度 | 平成25年度 | 平成38年度 | |
| 目標年次 | | | 平成27年度 | 平成38年度 | | |
| 行政区域内将来人口 | 人 | 129,100 | 83,000 | | | ▲ 46,100 |
| 計画区域面積 | 竜ヶ崎第1処理分区 | ha | 344.9 | 358.5 | | ▲ 13.6 |
| | 竜ヶ崎第2処理分区 | ha | 503.1 | 226.2 | | ▲ 276.9 |
| | 竜ヶ崎第3処理分区 | ha | 50.1 | 45.0 | | ▲ 5.1 |
| | 竜ヶ崎第4処理分区 | ha | 1,686.9 | 1,131.8 | | ▲ 555.1 |
| | 竜ヶ崎第5処理分区 | ha | 75.3 | 0.0 | | ▲ 75.3 |
| | 竜ヶ崎第6処理分区 | ha | 171.3 | 81.3 | | ▲ 90.0 |
| | 竜ヶ崎第7処理分区 | ha | 163.6 | 0.0 | | ▲ 163.6 |
| | 利根第2処理分区 | ha | 20.0 | 20.0 | | 0.0 |
| 計 | ha | 3,015.1 | 1,862.8 | | ▲ 1,152.3 | |
| 計画区域内人口 | 竜ヶ崎第1処理分区 | 人 | 34,020 | 20,130 | | ▲ 13,890 |
| | 竜ヶ崎第2処理分区 | 人 | 17,640 | 15,830 | | ▲ 1,810 |
| | 竜ヶ崎第3処理分区 | 人 | 2,800 | 2,160 | | ▲ 640 |
| | 竜ヶ崎第4処理分区 | 人 | 62,790 | 29,560 | | ▲ 33,230 |
| | 竜ヶ崎第5処理分区 | 人 | 410 | 0 | | ▲ 410 |
| | 竜ヶ崎第6処理分区 | 人 | 5,970 | 530 | | ▲ 5,440 |
| | 竜ヶ崎第7処理分区 | 人 | 2,370 | 0 | | ▲ 2,370 |
| | 利根第2処理分区 | 人 | 2,000 | 1,550 | | ▲ 450 |
| 計 | 人 | 128,000 | 69,760 | | ▲ 58,240 | |
| 汚水量原単位(生活系) | ℓ/人・日 | 240 | 230 | | | ▲ 10 |
| 計画汚水量(日最大) | 竜ヶ崎第1処理分区 | m ³ /日 | 16,136 | 9,259 | | ▲ 6,877 |
| | 竜ヶ崎第2処理分区 | m ³ /日 | 9,844 | 8,268 | | ▲ 1,576 |
| | 竜ヶ崎第3処理分区 | m ³ /日 | 1,403 | 918 | | ▲ 485 |
| | 竜ヶ崎第4処理分区 | m ³ /日 | 41,214 | 21,872 | | ▲ 19,342 |
| | 竜ヶ崎第5処理分区 | m ³ /日 | 164 | 0 | | ▲ 164 |
| | 竜ヶ崎第6処理分区 | m ³ /日 | 2,677 | 225 | | ▲ 2,452 |
| | 竜ヶ崎第7処理分区 | m ³ /日 | 963 | 0 | | ▲ 963 |
| | 利根第2処理分区 | m ³ /日 | 950 | 659 | | ▲ 291 |
| 計 | m ³ /日 | 73,351 | 41,201 | | ▲ 32,150 | |

■ 高度処理型浄化槽の普及

下水道全体計画の区域を除く区域については、公共用水域の水質保全に寄与し、生活環境の改善に効果が認められる合併浄化槽の普及が進んできています。

加えて、近年は性能がより向上した高度処理型浄化槽が登場し、霞ヶ浦流域（本市を含む）は高度処理型浄化槽の設置が義務付けられました。

また、合併処理浄化槽は下水道と違いその効果の発現は即効的で、近年は災害時の復旧が下水道と比較すると早いなどのメリットもあることから注目度も増してきており、設置費用の補助制度の活用により単独浄化槽から高度処理型浄化槽への転換が進んでいます。

● 高度処理型浄化槽の補助台数 (H25)

5人槽 … 19基
7人槽 … 25基
10人槽 … 1基

市下水道事業を取り巻く諸情勢の変化

- 人口減少、高齢社会の進行
- 生活スタイルの変化（節水、水利用形態の変化）
- 老朽施設の増加
- 合併処理浄化槽の普及
- 安定的な下水道事業への要請

整備の効率化と老朽施設などの維持管理の適正化を図り、安定的な経営を確立します

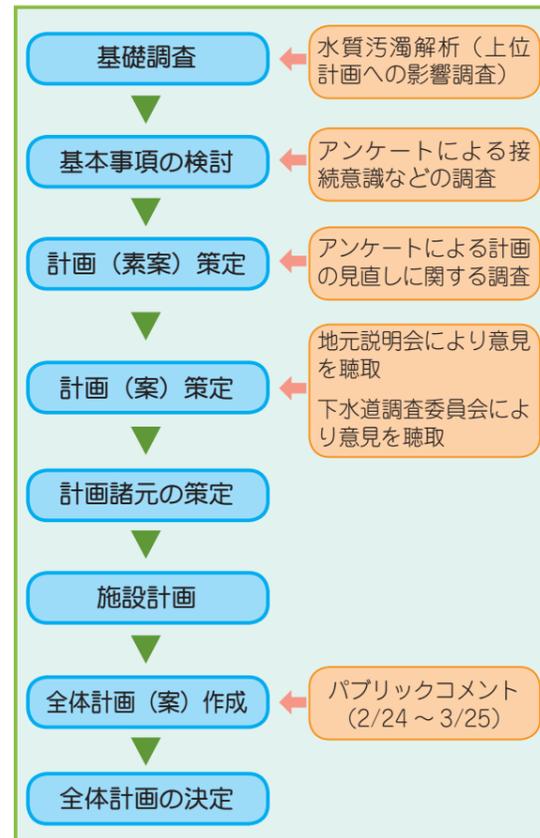
下水道全体計画見直しの背景と概要

人口減少や高齢社会の到来、社会構造の変化など、下水道事業を取り巻く諸情勢が大きく変化しています。加えて、下水道施設は建設から約40年が経過しようとしており、今後の老朽施設の対策をはじめとする維持管理の適正化は最も配慮すべき視点です。

これからの下水道サービスを安定的に持続していくには、下水道整備の一層の効率化が急務であり、下水道全体計画の見直しが必要となります。

策定中の計画においては、市街化調整区域の下水道未整備地域の見直しを行い、整備効率の高い地域および

■ 下水道全体計画策定の流れ



取り組み状況

これまでの社会情勢の変化、都市計画、経済性、地域特性などの視点から、見直しについて検討を進めてきました。

さらに、下水道事業を円滑に効率よく進めるには、地域の方々のご理解とご協力が不可欠となります。その

今後の開発の可能性が高い地域を計画に残し、その他の地域については計画区域から除外することとし、新たに合併処理浄化槽の設置を推進することとしています。

今回の見直しによる計画区域図と概要については、次頁をご覧ください。

これまで、アンケート調査や地元説明会を行い、市民の皆さんのご意見に留意しながら、下水道全体計画の見直しを進めています。

また、本市の下水道事業は茨城県が管理する利根浄化センターで最終処理を行っており、今回の見直しも、茨城県が策定している霞ヶ浦流域下水道整備総合計画の水質環境基準達成に影響を与えています。





これからの防災対策

■問い合わせ：危機管理室消防防災グループ 内線 350

平成23年3月11日の東日本大震災は私たちの防災に対する意識を一変させるものでした。本市では、この東日本大震災の反省点と教訓から、減災に向けて、公助の取り組みはもとより、共助の取り組み、自助の取り組みの支援を行ってまいりました。併せて、「龍ヶ崎市防災対策基本条例」の制定や地域防災計画（地震災害対策計画編）を策定し、災害に強いまちづくりを進めてきたところでです。

平成25年度は、ふるさと戦略プランに基づく平成25年度主要施策アクションプランにより、地域防災計画（一般災害等対策計画編）の見直しや防災関連マニュアルの見直しを行ってまいりました。また、昨年10月に台風26号、27号が襲来し、当市にも大きな被害をもたらした。改めて自然災害の恐ろしさを実感させられることとなりました。

本市の防災対策は、市、地域、市民および事業所がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力することを基本理念として行うことを明確にして、各種事業を展開しています。以下、平成25年度の防災事業の実績を踏まえ、これまでの災害を教訓とし、来年度に向け実施する事業を「自助」「共助」「公助」の観点に分けて今後の方向性を検討していきます。

自助の取り組み

「自助」とは、自分と家族の安全は、自分で守るという「防災の基本」です。防災に関する知識を自ら学び、実践して災害に備える必要があります。そのために市では想定する災害と対処法について、情報の提供を行ってまいりました。これからの予想される災害対策について、情報の収集と多様な情報発信を進めていきます。

今年度の事業

①「防災の手引き」の全戸配布
東日本大震災などの災害から得た教訓と、首都直下型地震の発生や小貝川の氾濫などの災害に対する備えや心構えを地図・イラストを使いながら分かりやすく説明した「防災の手引き」を、4月に市内全戸に配布しました。

今後の方向性

「防災の手引き」の利用方法をさらに発展させ、自主防災組織における訓練や、出前講座などの説明資料として活用を図っていきます。

②「eコミマップ」の利用

独立行政法人防災科学技術研究所が構築した電子地図「eコミマップ」を導入し、災害発生時における避難所や給水所などの防災施設情報を取りまとめた「市防災関連施設地図」を作成・公開しました。

今後の方向性

情報内容のさらなる充実と、より多くの方に閲覧いただけるよう環境の整備と広報に努めていきます。また、スマートフォンなどによる写真撮影時にGPS機能を用いた位置情報



eコミマップ画面（避難所）

③竜巻対策の啓発ポスター・チラシ作成
昨年9月2日（月）に、埼玉県越谷市から千葉県野田市にかけて、竜巻と思われる突風が発生し、重大な被害をもたらしました。万一の竜巻接近時には、どのようにして身を守ることが最善であるのかなどを記載したポスターを市公共施設など67カ所に掲示しました。また、防災教育の一環として、同じ内容のチラシを作成し、市立小中学校の児童・生徒に配付しました。



竜巻対策啓発ポスター（一部）

共助の取り組み

「共助」とは、我がまちは我が手で守るという「近所の力」です。大規模な災害が発生した場合、市や消防などが同時にすべての被災現場に向かうことはできません。しかしながら、救出活動や消火活動は、いかに早く多くの人が協力して対応するかがポイントになります。

普段からお隣や近所の方たちと交流を持ち、災害に対する共通認識と協力体制を築いておく必要があります。そのため、市では住民自治組織や地域防災組織などに必要な情報の提供や支援をしています。

今年度の事業

①地域の防災訓練
7つの地域と小学校の合同防災訓練（大宮・松葉・城ノ内・龍ヶ崎西・北文間・長山・川原代）や地域単独の防災訓練など、計32回、参加者数延べ5300人の訓練の支援を行ってまいりました（平成26年2月末現在）。

地域と小学校の防災訓練



また、昨年10月27日（日）には、市街地で初の市民参加型合同防災訓練を行う予定でしたが、台風26号の被害対応および台風27号の接近により、訓練は中止を余儀なくされました。

訓練を行うにあたり、龍ヶ崎地域コミュニティ協議会、龍ヶ崎小学校および市が、合同会議を行い企画の段階から準備を進めてきました。会議では、目的・想定・実施内容について話し合いを行い決定しました。訓練の内容は以下のとおりです。

今後の方向性

住民自治組織など地域、小学校および市が連携して避難所運営を行うなど、より実践的な訓練実施を他の地域でも計画したいと考えています。また、現在各地域で行われている自主防災組織などの防災訓練についても、「一時避難場所」に参集してから、市指定の避難所に移動」などは実際の災害時にも有効であり、今後も支援をしていきます。

②防災士の育成

大規模地震が発生した場合、消防車や救急車など、公的機関が速やかに駆けつけることが困難になります。このような状況を踏まえ、地域の防災リーダー育成を目的に、当市に住所を有する方の防災士資格取得を助成しています。本年度は、2月末現在で、19の方が助成を受けて資格を取得しました。

【今後の方向性】

竜巻はその予報が難しい上、建物の全壊など甚大な被害を短時間でもたらし、防災行政無線などを利用した緊急周知も間に合わないことが考え

【今後の方向性】

防災士を育成するため、市主催の防災訓練や避難所運営ゲーム（HUG）などの研修の機会を提供するとともに、各地域の訓練に参加していただき、防災士の知識を活用していただきたいと考えています。今後、防災士の方が地域の中で果たす役割などを明確にしていきたいと思います。

③ 消防団の体制整備

地震などにより被災した場合などにおいて、地域防災の要となる消防団員としての基本的な行動や安全対策に関する「消防団災害活動マニュアル」を策定しました。

また、火災活動時における市消防団員の安全確保の観点から、防火衣・銀長靴の入替え、救命胴衣の配備および新たに消防ホースを80本以上備え置くなど、消防団装備の充実を図りました。なお、災害現場のみならず



消防団の「普通救命講習」

日常生活において、突然倒れたり意識を失った人に遭遇した場合に備え、心肺蘇生方法など人命救助に適切な行動をとるための「普通救命講習」を市消防団長以下49人が受講し、即応対応能力の向上を図りました。

【今後の方向性】

「消防団の装備の基準」が改正されたことから、この基準に則った装備品の整備を進めていきます。また、消防団員個々に、「消防団災害活動マニュアル」の理解が深まるよう取り組みほか、本年度は、部長職以上が受講対象だった「普通救命講習」を団員職も受講対象とします。今後も消防団体制の整備を進めていきます。

④ 地域防災拠点の強化

平成24年度に、水道管破損による断水対策として市内の各コミュニティセンターに井戸を掘り、生活用水などの確保対策を実施しました。本年度は、井戸を汲み上げるためのポンプ専用の発電機と照明を、各コミュニティセンター最寄の小学校敷地内にある市防災コンテナ内に配備しました。

また、備蓄食糧の充実として、地域防災計画の被災者数（最大4900人）に基づく備蓄食糧を確保するなかで、食物アレルギー対応食糧品を新たに採用しました。さらに乳児の粉ミルク（食物アレルギー対応品含

む）、使い捨てほ乳ボトルおよび大人・乳幼児のオムツなど、災害弱者対策の強化を図っています。



市内コミュニティセンターの防災井戸

【今後の方向性】

現在、飲用不可の防災井戸には、専用浄水器の配備など、飲用に適用できる対策を講じます。また災害用備蓄品は、さまざまな製品の開発が行われていることから、必要に応じて見直しを進めていきます。

公助の取り組み

「公助」とは、市をはじめ、消防・警察・県・自衛隊などの防災関係機関による応急対策活動です。市災害対策本部において、一元的に被害情報を収集し、防災関係機関と連携し即時救援活動などを実施する必要性があります。

これからも市職員の訓練や関係機関との連携を図っていきます。

① 総合防災訓練

災害時における防災活動の円滑化と防災関係機関相互の協力体制を強化し、市民の防災意識の普及啓発および防災意識の高揚を図ることを目的に、昨年8月25日（日）小貝川市民運動公園において、「市民防災フェア2013 総合防災訓練」を開催しました。



市民防災フェア2013 総合防災訓練

訓練は、防災関係機関相互の連携を中心とした「総合防災訓練」と、市民が気軽に防災に触れ合える市民密着型の「展示・体験ひろば」の二部構成同時進行型とし、訓練参加者および見学者併せて約1300人が来場しました。

【今後の方向性】
来年度は実施形態を改め、8月に講演会形式による市民防災フェアを開催し、別途、住民自治組織などの合同防災訓練の実施を計画していきます。

これからの防災対策

「30年以内に70%以上の確率で、震度6弱以上の地震が起きる」と切迫する首都直下型地震の被害は、最悪の場合、死者2万3千人、経済的被害が約95兆円に上ると想定され、減災のためには早急な対策が必要との警鐘が鳴らされています。また最近では、ゲリラ豪雨、台風、竜巻そして大雪と、これまでの観測記録を塗り替えるような自然の猛威が私たちの生活を脅かしています。

市は、安心で安全なまちづくりを目標としてこれまでの危機事象をしっかりと検証し、危機管理能力を向上させ、襲い来る災害に立ち向かわなければなりません。

危機管理能力を向上させるためには、PDCAサイクル（Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（見直し））を行っていく必要があります。これからも自助、共助、公助の役割のもと、皆さんと一緒に防災について考え、そして対策に取り組んでいきます。

平成25年度の主な災害

台風26号

昨年10月15日（火）、台風26号は本市に大きな被害をもたらしました。本市では、午後7時56分に大雨洪水警報が発令され、警戒体制を布き災害に備えていたところ、翌日の未明から雨脚が激しさを増し、市内各所で道路冠水や河川が越水する状況になりました。強風により転倒の重症者1人、家屋の一部損壊1棟、土砂崩れ12カ所、道路の通行止め7カ所、停電2,500世帯などが発生しました。対策として、午前6時35分、市職員に「第一次非常体制」を発令するとともに、市役所に災害対策本部を立ち上げ、被害状況の把握と災害対応を行いました。

台風27号

台風26号が通り過ぎた後の10月25日（金）には、台風27号が関東地方に接近するとの予報があり、台風26号の教訓を受け、水害とがけ崩れの対応を進めました。災害対策本部を立ち上げ、職員56人ずつを8時間交代の24時間体制で対応にあたりました。結果としては、本市は台風の影響を受けることはありませんでしたが、2つの台風の教訓を得てより現実的で機能的な防災対策の見直しを行うことができました。

大雪

2月8日（土）から9日（日）の降雪は、県南部で観測史上2番目となる26cmの積雪を観測しました。予報により2月6日（木）から道路交通対策として道路わきへの凍結防止剤の事前集積や、市公式フェイスブックなどにより注意喚起を行ってきました。

9日（日）には市のコミュニティバスをはじめ公共交通機関は大幅に乱れ、市民の足に大きな影響を与えることになりました。市では、10日（月）の朝から佐貫駅東口ロータリーの除雪を行うとともに、市建設業組合の協力を得て、主要道路などに凍結防止剤の散布を行うなどの対策を講じました。



龍ヶ崎市メール配信サービスをご利用ください！ ▶☎：情報政策課情報化推進グループ☎内線 371

龍ヶ崎市では、暮らしに役立つ情報を、携帯電話（スマートフォンも含む）やパソコンにメールでお届けする「メール配信サービス」を無料で行っています。また、水戸地方気象台から、龍ヶ崎市に次の気象情報が発表された場合、「災害情報」の項目を登録されている方に、市からの災害情報とは別に、気象情報が自動的に配信されます。配信の内容は次のとおりです。

気象警報情報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪など）※警報と特別警報のすべて／地震情報（震度3以上）／土砂災害警戒情報／竜巻注意情報

詳しくは市公式サイトをご覧ください。

● 龍ヶ崎市公式サイト（http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/）
→トップページ左側「お役立ちコーナー」の「メール配信サービス」をクリック。

※登録料は無料です。ただしメールの受信などでかかる通信料は利用者の負担となります。



龍ヶ崎市地域防災計画【一般災害等対策計画編】

の見直しについて（平成 25 年度見直し）

■問い合わせ：危機管理室消防防災グループ ☎内線 350



1 龍ヶ崎市地域防災計画とは

災害対策基本法第 42 条第 1 項・龍ヶ崎市防災会議条例第 2 条および龍ヶ崎市防災対策基本条例の規定に基づき、防災関係機関などで構成される龍ヶ崎市防災会議（会長：市長）において、①市および防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱、②災害予防、災害応急対策および災害復旧に関する事項別の計画などの防災に関する総合的な計画を定めたものです。

また、災害救助法に基づき知事が実施する災害救助事務のうち、同法第 30 条に基づき市長に委任された場合の計画または、知事が実施する救助事務を補助する場合の計画のうち、市に係る事務に関する計画を包括する総合計画です。

2 計画の目的

この計画は国の計画および茨城県地域防災計画を基準とし、これと統一・整合性を図りつつ龍ヶ崎市の地域特性を踏まえ、社会情勢・環境情勢を的確に捉えながら、常に実情に即した計画とすることが必要です。計画の目的は「市、防災関係機関、公共的団体および市民が総力を結集し、平常時からの災害に対する備えと、災害発生時の適切な対応を図るための大綱を定めることにより、市民の生命、身体および財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減することをもって、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ること」としています。

3 見直しの経緯

今回の見直しは、東日本大震災、地球温暖化現象が原因と思われる異常気象により多発する集中豪雨や竜巻への対策によるものです。加えて、昨年 10 月 15 日から 16 日にかけて本市を襲った台風の教訓により、市職員の動員体制や避難判断基準、さらには災害時要援護者対策についても見直しを行うこととしました。



また、本市は福島第一原発事故により、プルーム通過によると思われる放射性物質の拡散による影響が及んだことを踏まえて、新たに原子力災害対策計画を策定し、追加しました。

●一般災害等対策計画編の主な追加・改正事項

【一般災害等対策計画編】

- I. 総則
- II. 風水害対策計画
 - 第 1 章 災害予防
 - 第 2 章 災害応急対策
 - 第 3 章 災害復旧
- III. 航空災害対策計画
- IV. 鉄道災害対策計画
- V. 道路災害対策計画
- VI. 危険物等災害対策計画
- VII. 大規模な火事災害対策計画



【一般災害等対策計画編】

- I. 総則
- II. 風水害対策計画
 - 第 1 章 災害予防
 - 第 3 節 竜巻災害防止計画
 - 第 12 節 防災知識の普及
 - 第 15 節 災害時要援護者支援計画
 - 第 2 章 災害応急対策
 - 第 2 節 動員計画
 - 第 11 節 避難計画
 - 第 15 節 災害時要援護者安全確保対策
 - 第 3 章 災害復旧
- III. 航空災害対策計画
- IV. 鉄道災害対策計画
- V. 道路災害対策計画
- VI. 危険物等災害対策計画
- VII. 大規模な火事災害対策計画
- VIII. 原子力災害対策計画
 - 第 1 章 総則
 - 第 2 章 原子力災害事前対策
 - 第 3 章 緊急事態応急対策
 - 第 4 章 原子力災害中長期対策

青字は大きく見直した箇所 赤字は新たに加えた箇所 ※色付けをしていない箇所でも見直しは行っています。